

山陽小野田市教育委員会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
(参集の義務) 第6条 委員は、会議の招集の当日、指定された時刻までに指定された場所に参加しなければならない。 2 委員は、やむを得ない事情により、会議に出席することができないときは、あらかじめその理由を付してその旨を教育長に届け出なければならない。 <u>(オンライン会議の方法による会議への参加)</u> <u>第6条の2 教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による会議(以下「オンライン会議」という。)の方法により会議に参加することができる。ただし、法第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件のうち、教育長が別に定めるものについては、この限りでない。</u> <u>2 前項の場合において、委員は、オンライン会議の方法により会議に参加することを希望するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による届出を行い会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。</u>	(参集の義務) 第6条 委員は、会議の招集の当日、指定された時刻までに指定された場所に参加しなければならない。 2 委員は、やむを得ない事情により、会議に出席することができないときは、あらかじめその理由を付してその旨を教育長に届け出なければならない。